

# 日野市市制施行 60 周年記念誌・記念映像作成業務委託 仕様書

## 1. 業務名

日野市市制施行 60 周年記念誌・記念映像作成業務委託

## 2. 業務目的

令和 5 年 11 月 3 日、日野市は市制施行 60 周年を迎える。過去 10 年を振り返り、これからの未来を考えるきっかけづくりとして、「ありがとう 60 年 誠の心でこれからも」というキャッチコピーを設定した。

キャッチコピー及び、未来を考えるきっかけづくりを目的として、令和 5 年 11 月 3 日に開催予定の日野市市制施行 60 周年記念式典で使用する記念誌・記念映像を作成する。

## 3. 業務内容

### ① 記念誌作成

業務目的を基に、記念事業・冠事業の撮影方法や下記事項を含めた提案をすること

- 記念事業、冠事業等の様子を内容に含めること
- 平成 25 年～令和 4 年の様子を内容に含めること
- クラウドファンディング等、寄付者一覧等、作成に携わった方を掲載するページを含めること
- 「未来を考えるきっかけづくり」やキャッチコピー「ありがとう 60 年 誠の心でこれからも」に沿ったテーマ設定であること
- 日野市市勢要覧として活用できるよう、市政の紹介ページを含めること
- 最大 A4 版、32 ページ、カラーを想定
- デザインは最低 2 案用意し、事前に市担当者との協議の上進めていくこと。
- 記念誌（市勢要覧部分のみ）の作成（200 部）
- データの校正（3 回程度を想定。）
- 成果物の DVD-R 等による電子データ（PDF）の納入

制作物	部数	納期
60 周年記念誌	1000 部	10 月 20 日
市勢要覧	200 部	11 月 30 日

なお、記念誌と市勢要覧を分けずに 1200 部印刷も可とする。ただし、納期は記念誌の納期とする。

### ② 記念映像作成

業務目的を基に、記念事業・冠事業の撮影方法や下記事項を含めた提案をすること

- 記念事業、冠事業等の様子を内容に含めること
- 平成 25 年～令和 4 年の様子を内容に含めること
- 「未来を考えるきっかけづくり」やキャッチコピー「ありがとう 60 年 誠の心でこれからも」に沿ったテーマ設定であること
- クラウドファンディング等、寄付者一覧や作成に携わった方を掲載するエンドロールを含めること

- YouTube にアップロード可能な形式とすること
- 映像は、5分程度を想定
- 記念映像の一部を用いて市の紹介映像の作成（30秒～1分）
- 映像の校正（3回程度を想定）
- 成果物のDVD-R等による電子データの納入

制作物	枚数	納期
60周年記念映像	2枚	10月20日
市概要映像	2枚	11月30日

### ③ その他

- 記念誌及び記念映像は、統一感あるものとする。
- 広報ひの・市公式ホームページ等、委託者から一部の写真データ等の提供を受けることが可能。希望する場合はその旨を添えて、提案すること。
- 本仕様書に記載の無い事項については、日野市と協議の上で決定する。
- 写真・映像は、第三者の著作権、肖像権、プライバシー権等、各種の権利を許諾された写真・映像とする。
- 本業務によって作成した電子データ、使用した写真・映像データは委託者にデータで受け渡し、著作権は委託者に帰属とする。
- 本業務により知り得た情報を、許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- 本委託業務では、住民の個人情報を取り扱う、または秘密情報を取り扱うなど、重要情報を取り扱うものである。重要情報の取り扱いにあたっては、情報漏洩等が発生しないよう、市と協議し、十分な対応策と緊急時の体制を整備すること。また業務委託終了時には、市との取り決めに従い、取り扱った重要情報を廃棄（返却）・消去すること。

## 4. 実施体制

### ① 着手時

受託者は、契約締結後速やかに着手届を提出する。

### ② 完了時

受託者は業務完了時に、以下の書類を速やかに提出する

- ・完了届
- ・成果品（DVD-R等による電子データ）

### ③ 打ち合わせ・協議

業務の円滑な遂行を図るため、市担当職員と密接な連絡を取るとともに、業務の必要性に応じて打ち合わせを行うものとする。

## 5. 契約期間

契約締結日～令和5年12月31日

## 6. 支払い方法

完了後一括払い

## 7. その他

### ① 情報セキュリティポリシーの遵守

- 本業務を履行するにあたって「日野市情報セキュリティポリシー」内の「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。また、取扱情報に重要情報が含まれる場合には、日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式7）を業務内容に応じて提出すること。

なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。

### ② 環境管理

- 1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。

①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について

⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

- 2) 洗剤の使用については、石けん成分以外の化学物質を使用した合成洗剤を使わないようにすること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での使用を可能とする。

### ③ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和2年4月施行）」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

### ④ 内部通報制度

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に

対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
- なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

⑤ 環境により負荷の小さい自転車利用

- 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する対応

- 新型コロナウイルス感染防止のため、業務の履行にあたっては、従事者の体調管理、マスクの着用、手洗いや手指の消毒、施設や用具の消毒、対人距離の確保、換気等の対策を講じること。諸般の事情（新型コロナウイルス感染症含む）により必要があるときは、委託者・受託者協議の上業務内容を変更し、または履行を一時中止することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。